

お知らせ

公立学校共済組合 組合員及び被扶養者の方へ

紹介状なしで受診した場合の定額負担について

平成30年度診療報酬改定により、当院は、紹介状をお持ちでない初診患者様から定額負担を徴収することが義務付けられる病院となり、徴収の対象者と金額は厚生労働省の定めに従うこととなりました。

つきましては、下記の患者様についても、平成30年7月1日より、定額負担の対象とさせていただきます。

ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

●公立学校共済組合 組合員及び被扶養者の方で
他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の方

●定額負担金 5,000円(消費税込み)
但し、歯科・口腔外科は3,000円(消費税込み)

●開始日 平成30年7月1日

〈注〉初診となる場合

- ・当院を、初めて受診した場合。
- ・以前に当院を受診したことはあるが、異なる病気で受診した場合。
- ・以前と同じ病気であっても、医師の指示によらず3ヶ月以上空いて受診した場合。

〈注〉歯科・口腔外科とその他の診療科診は、健康保険上別扱いになりますので、初診の場合はそれぞれにご負担いただくこととなります。